

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人さぬき市野間池土地改良区から清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和3年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	鹿谷 明弘	さぬき市寒川町神前2902番地2	令和3年6月9日
〃	梶原 裕信	さぬき市鴨部634番地	令和3年8月7日
〃	小田 文雄	さぬき市鴨部106番地1	〃
〃	三宅 正夫	さぬき市鴨部466番地	〃
〃	小池 昌照	さぬき市鴨部961番地	〃
〃	細川 五百里	さぬき市鴨部1097番地3	〃
〃	井上 英幸	さぬき市鴨部2674番地	〃
〃	國方 博行	さぬき市鴨部3392番地3	〃
〃	蓮井 重治	さぬき市寒川町神前3439番地	〃
〃	多田 俊産	さぬき市寒川町神前3227番地1	〃
〃	六車 章文	さぬき市寒川町神前2708番地	〃
〃	寒川 廣詞	さぬき市造田乙井127番地4	〃